

江戸町  
社労士  
ファーム

事務  
所報

新年のご挨拶

我楽苦多雑記 3

新年の決意

パートタイム労働法について

社会保障関連（年金・医療）に関する特記事項

主な法改正情報

編集後記

新年、明けましておめでとうございます。

昨年末は、慌ただしい中、突然の総選挙が行われましたが、周囲の若者たちはあまり投票に行ったように見えませんでした。

一方で、このような理不尽な選挙には行くべきで無く、ボイコットすべしという主張があり、他方で投票行動は民主主義の根幹をなす行為であり、民主主義の実現の希薄性といった意味で低投票率を嘆く声がありました。

しかし、総選挙後の施策は社会保障と中小企業に厳しいもののようです。

私たち、社会保険労務士の圧倒的多数は、中小企業の経営者とその下で働く従業員さんのサポートをすることを仕事の中核としています。

弁護士には、依頼人の利益のために行動すべしという職業倫理があります。また、いわゆる経営コンサルタントは、事業家のために利益を上げることを至上目的としています。

ところが、社会保険労務士は、事業の人事問題を手がけるが故、その職業マインドには微妙なものがあります。手続業務は目的がはっきりしているため、さほど複雑な問題は生じません。ところが、事業の人事制度や賃金、組織規程とそれに伴う人間関係の係争を扱うとなると、事はそう簡単に運びません。経営者と従業員は、ともに事業の存続・発展を望むという共通の目的をもちつつも、細かなところで対立が生じます。このようなとき、社会保険労務士は、裁判沙汰になる前に労働及び労務紛争を事前に予防し、個人または組織の緊張状態をほくさなければなりません。したがって、ときには経営者にも耳の痛い話をせねばなりません。このような点が往々にして理解されず、社労士をいわゆる経営コンサルタントと同視して、経営側に徹底的に立つべきではないのかといった批判にさらされることがあります。しかし、社会保険労務士は、人事労務管理においてあくまで事前の紛争予防を主眼とし、法に従って判断を要求される職業であり、さらには社労士法によって倫理的行動をとることを義務づけられているので、いわゆる「コンサルタント」とは異なる行動を強いられるのです。このような立場を、私たちが社会保険労務士は経営者の方にもご理解を得ながら、事業の発展に寄与したいと思います。

最後に、中小企業サポートを中心に研究・実践を続けておられる山口義行立教大学教授の呼びかけをご紹介します。新年の挨拶と返させていただきます。

### 中小企業向け実質増税に反対しましょう！

現在、政府税調では、以下のような中小企業に対する実質増税策が検討されています。

- ① 中小企業の法人所得800万円までの部分に適用されている軽減税率15%を取りやめ、大企業と同じ25.5%に引き上げる！
- ② 資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象にし、赤字の中小企業からも税金を徴収できるようにする！
- ③ 減価償却制度の定率償却方式を廃止し、設備投資後の早い時期に収める税金を重くする！



所長／社会保険労務士 中村 彰雄

立命館大学法学部卒。1983年1月～2009年4月行政書士登録。1992年社会保険労務士登録。兵庫県社会保険労務士会理事4期8年、常任理事、神戸東支部長2期4年。社会保険労務士法人設立代表社員等を経て2011年2月江戸町社労士ファーム開設、所長就任。

- ④ 繰越控除制度を縮小し、今期の黒字を前期の赤字と相殺して納税を減らすことを抑制させる！
- ⑤ 中小企業経営者の給与所得控除を大幅に引き下げるなど、中小企業の「節税策」を封じる！

これらは法人税の実効税率を引き下げするために、その「財源」を捻出しようとしてなされる制度変更です。「法人税を下げられるのなら、上記の税制変更があってもわが社は得になるからOKだ」という経営者も、たしかにいらっしゃると思います。

しかし、私はこうした処置に理不尽を感じざるをえません。たとえば円安による材料高や燃料高のために赤字に陥ってしまった中小企業の経営者に対して、「我々儲かっている企業の税金を安くするために、君たちは赤字であっても税金を支払うべきだ」と説教をすることが、正当だとはとても思えないからです。

また、「定率法を活用して早目に減価償却を進めて、次期の投資のために資金力をつけておこう」とする中小企業に対して、「そんなことはしなくていい。法人税を下げるための税源が必要なんだから、減価償却のスピードを落としてでも税金を払いなさい」と促すことが、正しい成長戦略だとはおよそ思えないからです。

大田弘子座長は、中小企業に限った政策減税は、「収益力が低い企業が存続し、産業の新陳代謝が阻害される」と述べたと伝えられています。しかし、身の丈の小さい中小企業はそのこと自体で競争上の不利を背負っており、経営も不安定にならざるをえません。優遇税制などでその不利を是正することは、大小様々な企業が参加し対等に競争しあう、活力ある経済社会をつくっていく上ではむしろ必要不可欠なのではないでしょうか。

中小企業経営者の皆さん、これは皆さんご自身の会社経営に大きくかかわる問題であると同時に、日本経済の将来にもかかわる問題です。

「株価対策でしかない」と指摘されている法人税減税のために、中小企業の活力を奪うような税制変更がなされる――それを「見て見ぬふり」をされていていいのでしょうか。

私は日本の将来のために、中小企業経営者や中小企業団体が今こそ「反対」の声を上げるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

立教大学教授、中小企業サポートネットワーク [スモールサン] 主宰、山口義行

## 我楽苦多雑感3

社会保険労務士 佐長 純彦

正月三が日も終わり年始の人手も一段落したころ、ここ数年来恒例となっている伊勢詣でに出かけた。移動手段はもっぱら車で、ドライブ好きの私にとって片道3時間程度の運転は大きな負担ではなく、適度なストレス解消になり心地良い疲労感が好きだからである。いつもはウィークデーに出かけることが多いのだが、今回初めて初詣を兼ねて松の内に訪れてみた。1泊2日のささやかな家族旅行である。外宮、内宮と回って宿泊するといういつもの行程である。今までは鳥羽、宇治山田、松阪周辺のビジネスホテルを宿とすることが多かったのだが、今回は27年ぶりに民宿に泊まることにした。というのも、折角海のもの豊富な所に行くのだから魚料理をふんだんに食べてみたいと思いネットで宿を調べていたころ、リピーター率70%という漁師民宿が目に残ったからである。口コミ情報も概ね良好なためここに決めることにした。1泊2食で一人税込8640円という良心的な料金であることも決め手の大きな要因となった。

当日は年末年始の荒れた天気とはうって変わって穏やかに晴れ渡り、少し動くと汗ばむ陽気であった。気持ちの良いドライブで外宮、内宮と回って静謐な気持ちでお参りを済ませ、それぞれで古いお札を納め新しいお札を求めた。そして、夕食に大きな期待を抱きながら昼食も1杯500円の伊勢うどんのみで我慢し、志摩市にある宿に向かった。

内宮より小一時間で宿に到着してみると、客室が10室程度の民宿としては中程度の建物であった。入口はガラスの引き戸であったがそこにはべったりと多数の指紋が付いており小まめな掃除がなされていないことが明らかであり、いきなり出鼻を挫かれた感であった。案の定玄関もスリッパが雑然と置かれ所々埃の玉が転がっていた。客室は襖で仕切られているものもあるようであったが、案内された部屋は6畳間で一応個室としての態をなしていた。しかし、トイレ、洗面所は共同でトイレは男女とも一般的な家庭仕様のもので、洗面所もせいぜい3人が同時に使えるものが1ヵ所しかなかった。そして、夕食まで時間があつたために風呂に入った。風呂場は男女別にはなっていないものの洗面所と同様に同時に3人が入れれば限界であろうという代物で、当日は我が家以外に一組の家族が宿泊しているのみであったので大きな不便は感じなかったものの、これでは多客期にはまともにトイレも風呂も利用できないではないかという懸念と居心地の悪さを感じながら早々に風呂から上がった。

部屋に戻って程なくして夕食の用意ができたとの案内があり別室に移った。そこには刺身の舟盛を中心に様々な魚を素材とした各種の料理が目にも鮮やかにしつらえられていた。「これだよ、これ。」と今までの不快感が一気に払拭されていく自分に思わず笑いが出た。逸る気持ちを抑えつつまずはビールで乾杯。一気に飲み干すと早速舟盛に箸をつける。ヒラメの生造りをメインにイカ、ホタテ、赤貝等々次々と口に放り込む。「旨い。」さすがに新鮮で期待を裏切らないもので、天ぷらも揚げたてが出されこれも美味しかった。これらを堪能し一息ついた頃周りを見回してみた。八寸、煮物（タイの尾頭付きの煮付）、焼き物（ブリの照焼）、海老のグラタン、茶碗蒸し等々と心づくしの一品が並ぶ。期待を胸に再び箸を口に運ぶ。三口、四口と食べ進むにつれ「うんっ、これは…」。グラタン、茶碗蒸しは別として、全ての料理の味付けが同じでなおかつ濃く（甘辛く素材の味が分からない）、そして作り置き感が拭えないのである。茶碗蒸しも韓国の卵蒸しもかきやと思わせるほど「す」が入っており出汁も妙に甘い。その時、これはどこかで食べたことのある味であることに気付いた。記憶を辿るとやはり以前伊勢詣でに来た際宇治山田の和食店で経験したものであった。

一般的に関西地方は、京料理に代表されるように素材の持ち味を生かすため出汁を重視した薄味の調理手法であるが、伊勢地方のそれは明らかに「東」のものである。言葉こそ関西弁のイントネーションであるが食文化に関しては東海、関東地方の影響が強いと思われる。そういえば、伊勢地方のある三重県には「アホ」と「バカ」、カレーに入れる肉が「牛肉」と「豚肉」という東西の文化が混在する地域があるということを知ることがある。

しかしながら地政学的な相違はともかく口に合わないことは事実であり箸の動きがぱたりと止まった。向かいの妻に目をやるとやはり困惑した表情を浮かべている。妻は東京の出身で亡き両親も新潟県と宮城県出身であり「濃い」味覚の下で育ってきたのであるが、子供のころから煮物の味には辟易としていたというくらい薄味好きである。

やや重苦しい空気が漂うなか妻が口を開いた。「私たち驚沢してきたのかなあ…。」「間借りで育ってきた二人なのに…。」私ははっとした。妻は料理の味付けのことだけを言っているのではなく、宿に着いた時から感じていた様々な違和感を受容できない今の自分の不寛容さに戸惑っていたのである。それはまさに私自身のことでもあったからだ。

私と妻は神戸と東京の違いはあれ物心がつくまでは同じように一軒家の間借りに住み、駄菓子屋で人工甘味料、人口着色料にまみれた菓子を有難がって食べ、その日の米を買いに行き、服はお下がり継ぎの当たった

#### 佐長 純彦

中央大学法学部法学科卒。印刷出版会社を経て、1992年社会保険労務士登録、開業。兵庫県社会保険労務士会理事1期2年、神戸東支部長1期2年。(財)介護労働安全センターより委嘱を受け、十数年にわたり研修会講師及び雇用管理コンサルタントとして相談・指導。各種企業・団体等からの依頼による講演やセミナー講師。幅広い業種における社会保険・労働保険に関する一般実務や相談業務など。



ものは当たり前という貧乏というものを知って育った世代だ。

このような生い立ちで今も妻はパートで働き相変わらず余裕のない生活をしている二人だからこそ、大病もせず健康に正月を迎えられ、ささやかながらもこうして旅行に出かけられることの幸せを噛みしめなくてはならないのではないか。ましてや阪神淡路大震災で被災し、あらゆる世俗的な欲の虚しさと人の好意の有難さを痛感したではないか。何故人は知らず知らずのうち謙虚さを忘れ、こうも傲慢になるのだろうか。強く自戒しなければならなかった1泊2日であった。

2015年1月16日

阪神淡路大震災から満20年（法律上）の日に記す。

## 新年の決意

### 社会保険労務士 畑中 美和

経済協力開発機構（OECD）による世界幸福度ランキング（2014年）で日本の幸福度は36カ国中20位だったとのこと。上位には社会保障制度が充実した北欧諸国が並びます。それにしても長寿世界一であり、世界第3位の経済大国である日本に暮らす日本人の幸福度が低いのは悲しいことです。

これには色々理由があると思いますが、一つには老後に対する漠然とした不安が大きいと感じます。幸福度上位の国々で、「老後にこそ幸せな生活が待っている。」と感じている人が多いのとは大きな違いです。

「少子高齢化で経済も先細っていく。」そんな閉塞感が社会全体に漂っている様ですが、個人個人の不安として大きなウエイトを占めているのが『年金』でしょう。私達の年金制度が持続可能なものなのか？誰もが不安に感じているわけです。

でも少し待って下さい。皆が不安に感じている『年金』ですが、どのくらい『年金』のことを理解しているのでしょうか？例えば、『年金』は将来の老後に受給するだけのものではなく、万が一（死亡・障害）の備えにも対応していること。そして毎年お誕生月に送られてくるねんきん定期便ですが、50歳未満の方向けはそれまでの保険料納付実績に基づいた年金額しか記載されていないので、将来の年金受給額を把握するためには自身でこれから納付する金額と期間から概算額をはじき出し、実績額に加えるひと手間が必要なこと等。「年金なんてあてにならない。」と言っている人ほどそうかもしれません。

しかしこの現実には理由があります。一つは年金制度が複雑になりすぎて一般の人には分かりづらいものになってしまったから、そしてもう一つはこれまで年金制度を学ぶ場なんてどこにもなかったからです。だからといってこれまでと同じように『年金』から目を背けてはいけません。『年金』を取り巻く環境がこれまでとは大きく変わってきているのですから。

兵法書「孫子」に「彼を知り己を知れば百戦して殆うからず。」という言葉がありますが、戦いが日常から無くなった現代では「なにか問題を解決するときはその内容を吟味し、自分の力量を認識したうえで対処すれば、うまくいくものだ。」と解釈されています。つまり、こと『年金』に関していえば、その制度概要と自分自身の年金について基本を押さえれば将来の見通しが立ち、足りない部分をどう準備していけばよいか計画が



畑中 美和

神戸市外国語大学外国語学部英米学科卒。都市銀行に総合職として入行、2010年退職。2003年社会保険労務士試験合格、2011年登録、開業。業務研修を経て、2012年10月に江戸町社労士ファームへ事務所移転。社会保険労務士の一般事務、相談業務。ハローワークや市役所での相談員請負。大手金融機関主催セミナーなど各種企業・団体での講演など。

立てやすくなるわけです。必要以上に不安がることなく今成すべきことを行っていけば、穏やかな老後を過ごすことが出来るのです。

今年は『年金』にかかる大きな改正があります。2004年に法制化されながら未だ発動されてこなかったマクロ経済スライドにより初めて年金額改正される予定です。（これまでに年金額が減少したのはあくまで物価水準の低下に伴うものでした。つまり、実質目減りする状況は今年が初めてであり、これからは毎年年金額が実質ベースで減少していく時代に突入するのです。）

もう一つの改正は10月の厚生年金と共済年金の一元化です。在職高齢年金制度も厚生年金に統一されますので、今年退職される公務員の方々には非常に影響が大きいと思われます。この様な大きな改正内容でさえ理解が進んでないのは本当に悩ましい限りです。

そこで「この現状を少しでも改善出来れば・・・」という思いから、微力ではありますが社労士として公的年金をテーマに各種セミナー（まさに社会人が年金について学ぶ場です）を行っています。幸運なことに私の思いを汲み取って下さった某銀行でこの数年間定期的な年金セミナーを開催しています。銀行の社会貢献としても重要だと考えて下さっていること、また情報発信力が大きいのでセミナー集客力が強いこと等、とても感謝しています。私が所属する兵庫県社会保険労務士会では社会貢献活動として「労働・社会保障教育」の学校教育活動を行っています。私も社会人の方々に向けた年金セミナーを自身の仕事の柱の一つに据えたいと考え、精力的に取り組んでいく覚悟です。

そのためには、難しい『年金』の話をつかりやすく話して聴かせるスキルを身につけなければなりません。新年の決意は『めざせ、社労士界の女性・池上彰！』です（笑）

## パートタイム労働法改正について

パートタイム労働者（いわゆるパート、アルバイトも含まれる）と正社員との公正な待遇の確保を目的として、改正パートタイム労働法が平成27年4月1日より施行されます。

### 1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大しました。改正前において、①職務内容が正社員と同じ、②人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同じ、③有期労働契約を締結しているパートタイム労働者であることの3項目であったのが、改正後は、上記①と②との2項目に該当すれば、有期労働契約か無期労働契約かを問わずパートタイム労働者も正社員と同様の待遇を求められ差別的取扱いが禁止されます。

また、パートタイム労働者の正社員との待遇を区分する場合は、職務内容、人材活用の仕組み、その他事情を考慮して不合理と認められるものであってはならないとする短時間労働者を対象とした待遇の原則が規定されました。

### 2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたとき、説明を求められたときには、賃金、教育訓練、福利厚生や正社員転換措置など待遇についての説明をする必要があります。また、待遇説明に対する相談体制の整備充実を図ることも求められています。これらに併せて、説明を求めた労働者への不利益取扱いも禁止する規定も盛り込まれています。

### 3. パートタイム労働法の実効性を高めるための罰則規定の新設

事業主の規定違反に対しては改善の勧告なされ、従わない場合は事業主名が公表されます。また、規定に基づく報告をしなかったり虚偽報告をした場合20万円以下の過料に処せられます。

## 社会保障関連（年金・医療）に関する特記事項

### 1.健康保険・高額療養費の患者負担が変わりました。（平成27年1月より）

70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されました。これにより所得水準の高い世帯の負担率は増えますが、一部の中間層では負担率が軽減されています。

### 2.年金額改定に初めてマクロ経済スライドが発動される予定です。（平成27年4月）

これまでのデフレ時に公的年金の水準引き下げを怠ったために、年金の支給額が「特例水準」となっていました。平成26年10月、平成26年4月に計2%、そしてこの平成27年4月に0.5%の引き下げを行い、その差は解消されます。（つまり「特例水準」から「本来水準」に戻ります。）

これを受け、2004年法改正で導入されたマクロ経済スライドが今年初めて発動される予定です。このマクロ経済スライドとは被保険者数の減少分と平均余命の伸び率を、毎年度の年金額から差し引いて給付水準を調整するしくみです。つまり今後は年金の支給額が実質的に目減りする状況となっていきます。

### 3.被用者年金一元化で共済年金が厚生年金になります。（平成27年10月）

一元化によって、厚生年金と同一保険料・同一給付のしくみとなります。共済年金の職域部分は廃止されますが、退職年金が代わりに創設されます。

### 4.年金関連法の一部延期

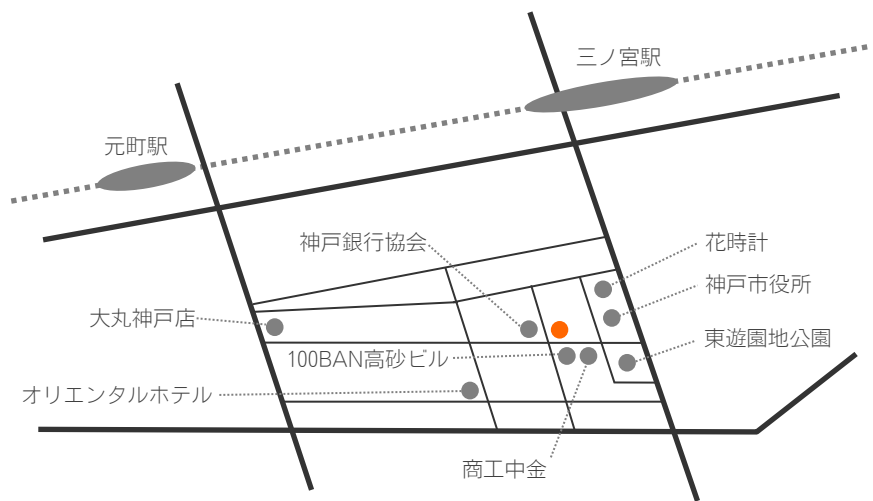
消費税率10%実施が平成27年10月から平成29年4月に延期されたことに伴い、①受給資格期間を25年から10年に短縮する、②年金生活者支援給付金の支給、の実施が延期されました。

## 主な法改正情報

- 平成26年9月分（10月徴収分）より厚生年金保険料率が、一般の被保険者は17.120%から17.474%へ、坑内員・船員の被保険者は17.440%から17.688%に引き上げられました。
- 平成26年10月1日より、育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変更されました。1ヵ月（支給単位期間）に11日以上就業した場合には、その期間の給付金は給付されませんでした。今回の取扱いの変更により、10日を超える就業をした場合でも、就業時間が80時間以下であれば、育児休業給付が支給されることとなります。
- 兵庫県最低賃金について、平成26年10月1日から時間額776円が適用されています。大阪府最低賃金について、平成26年10月5日から時間額838円が適用されています。また、各産業別最低賃金についても変更されています。

## 編集後記

第3号は（いちおう）新年号として発行しました。ここにきて書き手のみなさんの書く量が安定してきたように思いますが、なにぶん発行時期はなかなか安定しておりませんので、気長に待っていただき、ゆっくりと読みすすめていただけたらと思います。なお、前回、前々回と同様に事務所報はホームページ（<http://lls-sr.asia>）でもPDFファイルにてアップロードしていきますので、併せてよろしく願い致します。それでは最後まで読み進めていただきありがとうございました。次号以降もお楽しみにお待ちしております。



〒650-0033神戸市中央区江戸町98-1  
東町・江戸町ビル310号  
tel: 078-391-6064 / fax: 078-391-6065  
email: info@lls-sr.asia / url: lls-sr.asia

江戸町  
社労士  
ファーム

Labor Legal  
Services